

基本事件 令和2年(ワ)第29号 損害賠償請求事件
同第172号, 同第197号, 同第348号, 同第509号
令和3年(ワ)第254号, 同263号 損害賠償請求事件

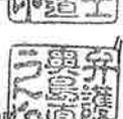
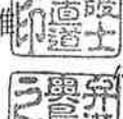
原告 [REDACTED] 外30名

被告 国外2名

準備書面13

2022年12月7日

松山地方裁判所民事1部 御中

上記原告ら代理人 弁護士	奥島 直道	
同	草薙 順	
同	西嶋 吉光	
同	加納 雄二	
同	湯川 二郎	
同	八木 正雄	
同	山中 真人	
同	水野 泰孝	
弁護士奥島直道 復代理人	栗谷 しのぶ	

第1 被告国第6準備書面の不明点

- 1 被告国第6準備書面では、20頁13行目から21頁8行目までにかけて、新旧操作規則を比較して、大洲市肱川橋での流入量に大幅な増加はないと主張している。

しかし、どのような形で比較をしたのかが不明である。ともに異常洪水時防災操作を開始した場合の比較なのか、旧規則の場合には異常洪水時防災操作を開始しない場合で、新規則の場合には異常洪水時防災操作を開始した場合なのかがわからない。

原告は、「旧規則を適用した場合には異常洪水時防災操作を開始しないで、浸水被害を免れることができたが、新規則の場合に異常洪水時防災操作を開始したためには大量の放流を行うことになり、多大な被害が生じた。」と主張している。異常洪水時防災操作を開始した場合には流入量をそのまま放流するのだから、異常洪水時防災操作を開始していない場合とでは大きな差が生じるはずである。

そこで、特に大規模洪水といわれる場合について、どの程度の規模の洪水について比較したのかを明らかにすべきである。そうでないと原告として検証できない。

具体的には、鹿野川ダムの場合、最大流入量を明らかにして、流入量が毎秒500トンを超えて最大流入量になり、その後流入量が減って流入量が毎秒500トンになるまでの時間は何時間なのか。その間の流入量の増え方と減り方についてグラフを使って明らかにしてほしい。

また、鹿野川ダムの基本計画に示されている最大流入量、流入量の増え方と減り方に基づいてもシミュレーションしているはずだと思われるが、それについては両規則の場合にどのような差が出たのか明らかにすべきである。

加えて、被告国は鹿野川ダムだけについて述べているが、野村ダムの場合に触れていないのは理解できない。野村ダムの場合、西予市野村町において、新

旧規則ではどのような差が表れていると主張するのか。鹿野川ダムの場合と同様に、最大流入量を明らかにして、流入量が毎秒300トンを超えて最大流入量になり、その後流入量が減っていき、流入量が毎秒300トンになるまでの時間や最大流入量についてグラフを示してほしい。

また、野村ダムの基本計画に示されている最大流入量、流入量の増え方と減り方に基づいてもシミュレーションしているはずだと思われるが、それについてもどのような差が出たのかを明らかにすべきである。

2 20頁の最後から21頁の4行目までの記述について

20頁の最後から21頁の4行目までの記述が意味不明である。なぜ、わずかな程度といえるのかがわからない。

「東大洲地区が毎秒2200トンの流水量で浸水被害を受けるのだから、それ以上の流入量の場合には、流入量の大小は問題にならない。」と書かれているように見える。しかし、これは乱暴な議論であり、誤った考えである。東大洲地区が毎秒2200トンで浸水被害を受けるとしても、東大洲地区への流入量の大きさによって、住宅への浸水は床下浸水・床上浸水、2階までの浸水と異なってくる。それによって住民の受ける被害額がかなり異なる。

例えば、毎秒2200トンの場合には床下浸水でも、毎秒2500トンになれば床上浸水になり、毎秒3000トンになれば家屋の2階まで浸かって、被災後に家屋の取り壊しが必要になる場合が多くなる。

以上